

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ザンビア	第二次ルアワラ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	第二次ルアワラ州地下水開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	712,000千円 H26.2.28まで	H23.6.2 ルサカで (同日)	日本側 江川明夫在ザンビア大使 ザンビア側 シトカムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣	H23.6.15 205号
ザンビア	レドラ市上水道改善計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	レドラ市上水道改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,116,000千円 H27.6.30まで	H23.6.29 ルサカで (同日)	日本側 江川明夫在ザンビア大使 ザンビア側 シトカムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣	H23.7.13 246号
ザンビア	ルサカ南部地域居住環境改善計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	ルサカ南部地域居住環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,776,000千円 H29.12.31まで	H23.6.29 ルサカで (同日)	日本側 江川明夫在ザンビア大使 ザンビア側 シトカムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣	H23.7.13 248号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。